

平成 2 7 年

議会運営委員会記録

平成 2 7 年 2 月 1 9 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成27年2月19日(木曜日)
午前 9時30分 開会 午前10時41分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 秀 雄 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	阿 部 かをる 議員	委 員	待 鳥 美 光 議員
議 長	菅 原 満 議員	副 議 長	栗 原 次 男 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員	委員外議員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	山 崎 悟	総 務 部 長	橋 本 久
総 務 課 長	喜 古 隆 広	秘書広報課長	大 野 久 芳

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	平 川 京 子	主 任	芹 澤 奈 美

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について
平成27年和光市議会3月定例会の会期予定等について
特定事件3 議会に関する条例、規則、規程に関することについて

午前 9時30分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、会議には、議長とオブザーバーとして副議長と2名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、3月定例会の開催に係る会期予定について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてです。

それでは、市長より挨拶を求められています。

市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成27年3月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、2月22日に開会すべく、13日に招集告示をさせていただいたところでございます。今般提出させていただく案件でございますが、条例の制定及び一部改正、補正予算、新年度予算など合計18議案の審議をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○齊藤秀雄委員長 市長は公務のため、これにて退席されます。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

提出議案について、提出議案は議案18件です。

提出議案の説明を総務部長、お願いいたします。

○橋本総務部長 おはようございます。

それでは、3月定例会に提出する議案について、順次説明をさせていただきます。

恐縮ですが、30分以上説明がかかります。よろしくお願いいたします。

初めに、議案第6号について説明をいたします。

別表の改正規定中、第5号、第6号及び第7号については、建築基準法の一部改正による構造計算適合性判定に係る規定について所要の改正等を行うもので、第9号については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称変更に伴う改正を、第14号については、農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書の交付について新たに手数料を徴収することから、追加の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号について説明をいたします。

平成26年6月に成立した、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により改正された介護保険法のうち、平成27年4月1日に施行される事項に対応するため、介護保険条例を初めとする関係条例の一部を改正するものであります。

今回の改正では、要支援者に対する訪問介護と通所介護が、保険給付から市町村が行う地域支援事業に移行することに伴い、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施するために必要となる規定の改正と、第6期介護保険事業計画における介護保険料を定める規定を改正するほか、介護保険法及び関係省令の改正に伴う所要の改正を行うものとなっております。

次に、議案第8号について説明をいたします。

子ども・子育て新制度において、保育園の運営に公定価格等が導入されることに伴い、既存の、いわゆる公設民営保育園のあり方について、運営主体の経営面を含めた検討を行い、和光市ひろさわ保育園の運営を民設民営に移行することから、設置に係る規定を削除する改正を行うものであります。

なお、他の保育園に関しても同様の視点から、今後、計画的に運営方式の検討を行っていく予定でございます。

次に、議案第9号について説明をいたします。

今回の改正は、母子及び寡婦福祉法並びに家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準省令の一部が改正されたことに伴い、条例中の文言及び条項等を整理するものでございます。

次に、議案第10号について説明をいたします。

平成27年度から適用する保育料の額並びに決定及び徴収手続等について定めるものであります。

保育料については、新制度施行による算定基準の変更に加え、国が定める保育料の徴収限度額に対する負担水準及び現行保育料における負担率の不均衡是正を念頭に置いて設定したものであります。なお、事業の公益性と負担の公平性を確保する観点から、保育料は3年ごとに見直しを行う規定を設けております。

次に、議案第11号について説明をいたします。

安全かつ安心で快適なまちづくりのため、条例の適用対象に小規模開発行為等を加え、それに新たな基準を設けるとともに、開発行為等の手続の適用対象に、共同性及び一団の土地の開発行為等の規定を加えた改正となっております。

次に、議案第12号について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,915万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ242億4,612万3,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明をいたします。

総務費では、地方版総合戦略進行管理事業及び広域行政・連携事業において、国の平成26年度補正予算で創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型を活用し、地方版総合戦略を策定するための経費及びシティプロモーションとして庁舎1階に旧型のバイクを展示するための経費を計上しております。

次に、民生費では、在宅障害者支援事業において、補装具の交付申請件数及び介護給付利用件数が増加したため、介護給付費等を増額しております。国民健康保険特別会計繰出金では、

保険基盤安定負担金等の特別会計への繰り入れ基準額の確定により増額し、後期高齢者医療では、広域連合へ納付している療養給付費負担金の確定により増額しております。民間保育園運営では、年度当初にさかのぼり単価の変更が実施されたため、施設入所等委託料を増額し、民間保育園新設では、今年度予定していた保育園の建設が先送りとなったことから、民間保育園整備費補助金を減額しております。臨時福祉給付金支給及び子育て世帯臨時特例給付金支給では、事業の終了に伴い減額しております。

次に、衛生費では、成・老人保健事業で、がん検診の受診者数が増加したため、個別がん検診委託料を増額しております。

次に、商工費では、地域住民生活等緊急支援事業において、国の補正予算で創設された交付金、地域消費喚起・生活支援型を活用して、プレミアム付商品券を発行するための経費を計上しております。

次に、土木費では、道路補修事業において、各業務委託の契約差金を減額するほか、早期に大雨雨水排水対策を実施するため、工事請負費を増額しております。

和光北インター地域土地区画整理組合活動支援では、資金計画の見直しに伴い、和光市組合等まちづくり整備事業補助金を減額しております。

駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金では、駅北口土地区画整理事業特別会計の減額に伴い繰出金を減額しております。

白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援及びアーバンアクア公園整備事業では、社会資本整備総合交付金の交付額の決定によりそれぞれ減額しております。

次に、教育費では、和光市市立小学校建設事業において、契約差金及び配水管工事負担金等を減額しております。

次に、公債費では、支払元金及び利子の確定に伴い、元金償還金を増額し、利子償還金を減額しております。

次に、諸支出金では、財政調整基金及び特定目的基金の運用利子が確定したため積立金をそれぞれ増額しております。

次に、主な歳入について説明をいたします。

国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金で、補装具及び介護給付利用の歳出増に合わせて増額しております。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の事業が終了したことから、それぞれ事業費補助金及び事務費補助金を減額しております。社会資本整備総合交付金では、交付額が確定したため減額しております。

また、国の平成26年度補正予算により創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金については、地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型をそれぞれ計上しております。

県支出金では、障害者自立支援給付費負担金で、補装具及び介護給付利用の歳出増に合わせて増額しております。国民健康保険基盤安定負担金が確定したため増額しております。保育所緊急整備費補助金では、平成26年度中に予定していた保育園の建設が先送りとなったことから減

額しております。プレミアム付商品券支援事業補助金では、事業に係る県の上乗せ部分を計上しております。

財産収入では、土地売却収入で、広沢の土地を売却したことに伴い増額しております。

繰入金では、都市基盤整備基金繰入金で、充当先事業の減額に伴い減額しております。

市債では、対象事業の確定及び変更に伴い、それぞれ内容に合わせ調整しております。

また、今年度中に事業終了が見込めない事業として、アーバンアクア公園整備事業を初め5事業と、国の平成26年度補正予算に対応する8事業の計13事業について繰越明許費とするものでございます。

次に、議案第13号について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,679万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億1,581万6,000円とするものであります。

歳出については、保険給付費では、退職被保険者等療養給付費を減額し、基金積立金では、基金積立金を増額するものであります。

歳入については、まず共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を減額し、財産収入では、保険給付費等支払基金預金利子を増額し、繰入金では、保険基盤安定繰入金を増額し、財政安定化支援事業繰入金を減額するものであります。

次に、議案第14号について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ57万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億2,788万6,000円とするものであります。

主な歳出については、利用者負担額軽減制度事業費において、軽減対象者及び1人当たりの軽減額が当初見込みを下回ったことから、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費86万2,000円を減額し、保健福祉事業費において、第1号被保険者等を対象とした健康増進浴場利用が当初見込みを上回ったことから、健康増進浴場等利用補助を23万円増額し、基金積立金において、介護給付費準備基金の資金運用利子が確定したことから5万8,000円を増額するものであります。

次に、歳入については、歳出に連動する形で、県支出金において介護保険事業費補助金を64万6,000円減額し、財産収入において利子及び配当金5万8,000円を増額し、繰入金において歳出、利用者負担軽減制度事業費の減額に伴い、一般会計からのその他一般会計繰入金で、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費繰入金を21万6,000円減額し、歳出、保健福祉事業費の増額に伴い、介護給付費準備基金繰入金を23万円増額しております。

また、平成27年4月改正に対応するための介護保険システム改修に対する補助金が確定したため、財源調整として、国庫支出金において介護保険事業費補助金152万6,000円を増額する一方、繰入金において事務費繰入金152万6,000円を減額しております。

次に、議案第15号について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,520万2,000円を減額

し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,490万4,000円とするものであります。

歳出については、権利者との合意形成が整わなかったこと及び契約差金が生じたことから、区画整理事業費において、委託料、工事請負費等を9,520万2,000円減額するものであります。

歳入については、社会資本整備総合交付金が確定したことから、国庫支出金において、社会資本整備総合交付金825万円を減額するものであります。

また、繰入金においては、歳出に合わせて、一般会計繰入金8,695万2,000円を減額しております。

次に、議案第16号について説明をいたします。

今回の補正予算については、既決予定額第3条に定める収益的収入の営業収益136万円を、営業外収益7,021万円をそれぞれ減額し、収益的収入の総額を9億4,295万5,000円とし、収益的支出の営業費用2,171万2,000円を増額し、営業外費用250万円を減額し、収益的支出の総額を10億7,551万8,000円とするものであります。

また、既決予定額第4条に定める資本的収入に変更はございませんが、資本的支出の建設改良費を3,167万7,000円減額し、企業債償還金を400万円減額し、資本的支出の総額を5億923万5,000円としております。

次に、議案第17号について説明をいたします。

平成27年度は、下新倉小学校建設という多額の資金を必要とする事業が予定されており、例年に比べ予算の総額が大幅に増加しておりますが、予算編成に当たりましては、小学校建設事業を初めとする重点施策の推進に加え、行政サービスの低下を招かないよう、市債の発行や基金繰入金の活用を図りながら所要の財源を確保しております。

また、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、昨年度から策定している中期財政計画についても、予算に関する説明書とあわせて提出しております。

それでは、議案第17号について説明をさせていただきます。

初めに、地方自治法第215条に規定する予算の内容について説明をいたします。

大変恐縮ではございますが、予算書の1ページをお開きください。

まず第1条では、平成27年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ268億900万円と定め、対前年度比較では40億5,300万円、率にいたしまして17.8%の増となっております。

次に、第2条の債務負担行為については、その事項、期間及び限度額を定めております。

次に、第3条の地方債については、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。

次に、第4条の一時借入金については、例年10億円を限度額としておりますが、学校建設事業に伴う一時的な資金不足に備えるため、今年度に限り限度額を40億円と定めております。

次に、第5条の歳出予算の流用については、人件費に係る同一款内での各項の間の流用について定めております。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書の主な内容について説明をさせていただきます。

初めに、主な歳入予算について説明をいたします。

まず、20ページの款1市税については137億7,317万6,000円を計上いたしました。

市税のうち市民税では、納税者数及び1人当たり所得割額の増加が見込まれることから66億7,261万3,000円を計上いたしました。

固定資産税では、3年に一度の評価替えに伴う家屋の減価による影響を勘案し57億3,971万3,000円を計上いたしました。

次に、22ページの款2地方譲与税から款12交通安全対策特別交付金までについては、国の地方財政計画等を参考に、交付実績額等を踏まえた金額を計上いたしました。

そのうち地方消費税交付金については、消費税の増税分が交付額に反映されると見込まれるため10億9,400万円を計上いたしました。

また、地方交付税については、普通交付税は不交付と見込み、特別交付税のみ1億2,700万円を計上いたしました。

次に、32ページの款15国庫支出金については、下新倉小学校建設に伴う新增築事業負担金及び生活保護費負担金等の増加が見込まれることから38億1,640万5,000円を計上いたしました。

次に、38ページの款16県支出金については、埼玉県放課後児童クラブ整備費補助金及び国勢調査事務交付金などの増加により14億8,177万1,000円を計上いたしました。

次に、46ページの款17財産収入については、新倉4丁目の土地の売り払いを予定していることから8,072万円を計上いたしました。

次に、款19繰入金については、財政調整基金及び特定目的基金から14億2,736万8,000円を繰り入れることといたしました。

次に、54ページの款22市債については、3つの組合施行の土地区画整理事業に係る市債を初め、和光市新設小学校建設事業及びアーバンアクア公園整備事業に係る起債として28億8,310万円を計上いたしました。

なお、特例債としての臨時財政対策債は見込んでございません。

歳入については以上でございます。

次に、主な歳出予算について説明をいたします。

まず、56ページの款1議会費については、議会運営に関する経費など2億2,939万円を計上しております。

次に、60ページの款2総務費については27億4,212万円を計上しております。

項1総務管理費では、庁舎の維持管理関係経費及び和光市民文化センターの管理運営費用など、100ページからの項2徴税費では、賦課・徴収事務執行に係る経費など、106ページからの項3戸籍住民基本台帳費では、戸籍住民基本台帳業務及び戸籍業務に係る経費など、108ページからの項4選挙費では、埼玉県知事選挙、埼玉県議会議員一般選挙及び和光市議会議員一般選挙に係る経費など、116ページからの項5統計調査費では、国勢調査等に係る経費など、120ページからの項6監査委員費では、監査委員業務に係る経費など、122ページからの項7生活

環境費では、環境保全及び公害などに係る経費など、130ページからの項8自治振興費では、コミュニティセンター及び地域センターの運営に係る経費などをそれぞれ計上してございます。

次に、140ページからの款3民生費については105億1,643万円を計上しております。

項1社会福祉費では、障害者・高齢者の医療及び生活支援に係る経費のほか、総合福祉会館管理運営に係る経費など、162ページからの項2児童福祉費では、乳幼児・子ども医療費の助成及び保育園・児童センターに係る運営経費のほか、幼稚園費及び保育クラブ費など、186ページからの項3生活保護費では、生活保護受給者に係る経費など、190ページからの項4国民年金事務取扱費では、国民年金事務取扱経費など、項5災害救助費では、災害見舞金をそれぞれ計上しております。

次に、192ページからの款4衛生費については14億1,435万4,000円を計上しております。

項1保健衛生費では、母子及び成・老人に係る健診事業のほか各種予防接種費用など、200ページからの項2清掃費では、廃棄物の収集運搬及び処理に係る費用のほか焼却施設運転管理費用などをそれぞれ計上しております。

次に、210ページからの款5労働費については、勤労福祉センター及び勤労青少年ホーム管理運営費など6,494万円を計上しております。

次に、216ページからの款6農林水産業費については、都市農業支援経費及び市民農園管理運営経費など4,790万1,000円を計上しております。

次に、222ページからの款7商工費については、地域ブランド及びイメージキャラクターPR推進に係る経費など8,266万6,000円を計上しております。

次に、230ページからの款8土木費については30億4,821万5,000円を計上しております。

項1道路橋りょう費では、市道の維持管理・補修のほか市内循環バスの運行や駅南口自転車駐車場維持管理など、242ページからの項2河川費では、水路の管理、改修に係る経費など、項3都市計画費では、各土地区画整理事業推進に係る経費及びアーバンアクア公園の整備に関する経費などをそれぞれ計上しております。

次に、254ページからの款9消防費については、朝霞地区一部事務組合負担金及び防災施設整備に係る経費など9億5,868万1,000円を計上しております。

次に、262ページからの款10教育費については59億245万6,000円を計上しております。

項1教育総務費では、英語教育や教育支援センター運営に係る経費など、274ページからの項2小学校費では、小学校建設に係る経費など、282ページからの項3中学校費では、中学校管理運営経費など、288ページからの項4社会教育費では、公民館及び図書館の運営に係る経費など、316ページからの項5保健体育費では、和光市総合体育館管理運営に係る経費及び学校給食業務に係る経費などをそれぞれ計上しております。

次に、326ページの款11公債費については、元利合わせた償還金として17億7,567万1,000円を計上しております。

次に、328ページの款12諸支出金については、財政調整基金及び特定目的基金の運用利子と

して117万6,000円を計上しております。

終わりに、330ページの款13予備費については、前年同額2,500万円を計上しております。

以上、一般会計歳入歳出の主な内容について申し上げます。

引き続き、議案第18号について説明をいたします。

平成27年度予算については、国民健康保険加入世帯数及び被保険者数に減少が見込まれる中、依然として保険給付費は伸び続けることが予想されます。また、埼玉県内における共同事業として取り組んでいる保険財政共同安定化事業の制度が変更され、その対象が拡大したことにより、拠出金及び交付金の額が増大することとなり、平成27年度における当初予算について、これらの影響等を勘案し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億1,608万3,000円、対前年度比13.6%の増加としたものであります。

主な歳入については、国民健康保険税として17億5,525万1,000円を、共同事業交付金として16億2,560万2,000円を計上しております。また一般会計からの繰入金については、全体で6億9,291万7,000円を計上し、そのうち法定繰入金を除いたその他繰入金については4億5,000万円を計上しております。なお、保険給付費等支払基金からの繰入金については4億5,810万4,000円を計上しております。

歳出については、被保険者の診療等に係る保険給付費として45億7,192万3,000円を、共同事業拠出金として19億8,449万円を計上しております。ふえ続ける保険給付費への対応といたしましては、特定健診・特定保健指導を初めとする取り組みを引き続き進めるとともに、平成26年度から開始した生活習慣病重症化予防対策事業を本格的に実施してまいります。

次に、議案第19号について説明をいたします。

平成27年度予算については、広域連合が推計した市負担金算定、保険料算定に用いる諸係数及び本市における75歳以上の被保険者数推計に基づく予算を編成し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,489万9,000円、対前年度比では4.2%の増としたものでございます。

歳入については、後期高齢者医療保険料5億5,019万4,000円、保険基盤安定繰入金7,332万円のほか保険料還付金等を計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金として後期高齢者医療保険料負担金6億2,356万5,000円のほか保険料の還付金等を計上しております。

次に、議案第20号について説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により改正された介護保険法により、地域包括ケア計画として位置づけられた、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画では、これまで先駆的に取り組んできた地域包括ケアシステムの構築による介護保障と自立支援を目指した第5期計画における基本的目標を継承し、地域包括ケアシステムの確立による介護保障と自立支援のさらなる発展を目指してまいります。第6期計画の初年度となる平成27年度予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億8,827万1,000円、対前年度比では0.9%の減となっております。

主な歳出については、施設介護サービス費、居宅介護等サービス費及び地域密着型介護サービス費では、介護予防効果や居宅介護推進効果を勘案した推計に基づき計上した保険給付費は26億6,605万4,000円、和光市独自施策である市町村特別給付費については6,651万2,000円を計上しております。また、介護保険法の改正により、介護予防と地域性を重視した施策を推進するため、これまでの要支援者に対する訪問介護と通所介護が地域支援事業へと、平成27年度から全面的に介護予防・日常生活支援総合事業として実施する訪問型サービス、通所型サービスに要する経費など、認知症高齢者対策となる認知症ケアパスの取り組み等、地域支援事業費については1億5,101万4,000円を計上しております。

主な歳入については、介護保険料は、第5期計画の基準月額4,150円から、第6期計画期間では78円増の基準月額4,228円の保険料設定とし、被保険者数の増加率を反映し7億5,331万6,000円を計上しております。また、歳出の見込みに連動する法定負担の国・県等の補助金及び交付金は17億4,512万6,000円を計上し、保険給付費及び事務費等に充当するため、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金5億8,964万2,000円を計上しております。

次に、議案第21号について説明をいたします。

平成27年度予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,176万1,000円、対前年度比では2億1,887万4,000円、48.3%の増となっております。

主な歳入については、国庫補助金が5,500万円、一般会計繰入金が3億2,095万9,000円、区画整理事業債が2億9,580万円となっております。

次に、主な歳出については、職員人件費となる区画整理総務費として8,304万1,000円、建物移転等補償業務及び工事実施設計業務などの委託料7,720万7,000円、区画道路築造他工事などの工事請負費1億2,514万5,000円、移転補償費などの補償・補填及び賠償金3億6,819万円などで区画整理事業費として5億8,822万円を計上しております。

次に、議案第22号について説明をいたします。

予算第2条、水道事業運営の基本目標であります業務の予定量については、給水戸数を3万9,598戸と見込み、年間総給水量を927万8,000m³、1日平均給水量を2万5,350m³、主要な建設改良事業として第8次拡張事業南浄水場第3配水池建設事業に6億2,776万1,000円を計上しております。

次に、予算第3条の収益的収入については、事業収益は15億3,146万3,000円を計上し、前年度比較で2,986万4,000円の増額となっております。この主なものは、水道料金収入11億929万3,000円で、収入総額の72.4%を占めております。そのほか配水管工事負担金4,173万1,000円、加入金1億750万3,000円、長期前受金戻入1億8,757万9,000円、消費税及び地方消費税還付金2,896万3,000円となっております。

また、支出については、事業費12億9,057万1,000円を計上し、前年度比較で144万2,000円の増額となっております。この主なものは、県水受水費が4億5,177万8,000円で、総支出額の35.0%を占めております。そのほか、動力費5,374万2,000円、減価償却費3億7,799万4,000円

であります。

次に、予算第4条の資本的収入については、負担金2,316万7,000円を計上し、前年度比較で1,176万3,000円の減額となっております。この主なものは、一般会計負担金502万3,000円であります。

また、支出については9億9,036万7,000円を計上し、前年度比較で6億1,181万4,000円の増額となっております。この主なものは、建設改良費の給配水管布設費に2億2,252万2,000円、浄水場施設改良費に5,647万4,000円、新たに設けた拡張事業費に浄水場施設費6億2,776万1,000円、企業債償還金3,261万1,000円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9億6,720万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに減債積立金で補填するものとしたします。

次に、議案第23号について説明をいたします。

予算第2条の業務の予定量につきましては、水洗化世帯数3万7,150世帯、年間処理水量846万6,000m³、一日平均処理水量2万3,131m³を見込み、主要な建設改良事業としては、和光市駅北口土地区画整理地区内汚水整備事業に2,970万円を、越戸川第12排水区雨水管整備事業に1,352万7,000円を計上しております。

次に、予算第3条の収益的収入については9億6,077万7,000円を計上し、前年度比較で5,374万8,000円の減額となっております。その主なものは、下水道使用料の6億4,032万7,000円であります。

また、収益的支出については、10億6,672万1,000円を計上し、前年度比較で1,668万9,000円の増額となっております。その主なものは、営業費用としての下水道ポンプ施設維持管理業務等の委託料5,171万9,000円、給与費4,079万2,000円、荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金2億7,483万9,000円、営業外費用としての企業債利子償還金1億1,774万2,000円でございます。

次に、予算第4条の資本的収入については3億1,906万4,000円を計上し、前年度比較で2,370万7,000円の増額となっております。その主なものは、建設改良費等企業債6,260万円、他会計負担金2億5,636万4,000円であります。

また、資本的支出については5億5,599万8,000円を計上し、前年度比較で1,838万4,000円の増額となっております。その主なものは、雨水整備の工事費1,773万9,000円、給与費4,929万8,000円、汚水整備の工事費4,574万4,000円、建設改良費等企業債償還金3億8,158万6,000円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,693万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしたします。

○齊藤秀雄委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前10時16分 休憩）

再開します。(午前10時17分 再開)

議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

先議は行わず、全て付託したいと思いますがいかがでしょうか、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、陳情について、陳情5件を受理しています。

受理した陳情について、本会議で審議する陳情の御意見を願います。

まず、議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 陳情書につきましては5件受理しております。

地球社会建設決議に関する陳情書、ふたたび被爆者をつくらないために現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)の改正を求める議会決議・意見書採択の陳情書、ふるさと納税に関する陳情という同趣旨同じ題名で2件、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書提出に関する陳情の5件でございます。このうち地球社会建設決議に関する陳情書は、和光市政運営への関連が薄いということとして、和光市議会の陳情として本会議で審議するというものにはなじまないという理由で扱ってきておりますので、その点を踏まえて御協議をお願いしたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 今、議長から述べられましたが、それでは各会派から御意見を願います。基本的には陳情をいかが取り扱うかという方向性に関して意見を願います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 ただいま議長がおっしゃった理由で、地球社会建設決議に関する陳情書は扱わないということでいいと思います。ほかの4件については委員会付託でいいと思います。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 まず、地球社会建設決議に関する陳情書は審議になじまないと考えます。それから、ほかの陳情はそれぞれ事務局に直接持参された陳情でしょうか。

○齊藤秀雄委員長 陳情書が5件ありましたが、地球社会建設決議に関する陳情書はよろしいとして、残り4件に関しては、それぞれ陳情者が事務局に持参したのかどうかという質問であります。

事務局。

○平川議事課長補佐 ふるさと納税に関する陳情と、集団的自衛権行使容認の関心の陳情も持参されております。

○齊藤秀雄委員長 ふたたび被爆者をつくらないために現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)の改正を求める議会決議・意見書採択の陳情書は郵送。あとは、ふるさと納税に関する陳情の2件と、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める

意見書提出に関する陳情、この3件が持参されたということです。

阿部委員。

○阿部かをる委員 陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号については審議に値すると思うんですけども、郵送されてきた陳情に対しては、陳情者は参考人として来ていただくことが可能なかどうかだけ確認させていただきます。

○齊藤秀雄委員長 事務局、いかが説明されたのか、お願いします。

○平川議事課長補佐 持参された方にも、郵送で送付された方にも、本会議で付託された場合の流れと付託されない場合の流れを御説明申し上げております。

○齊藤秀雄委員長 よろしいですか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 はい。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員の結論は、地球社会建設決議に関する陳情書はそぐわないけれども、残り4件に関しては委員会へ付託するという事でよろしいですか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 はい。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 新しい風、それから公明党と意見は一緒です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も同じでございます。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 地球社会建設決議に関する陳情書、これについては従来どおり取り扱わないということで結構なんですけど、ふたたび被爆者をつくらないために現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める議会決議・意見書採択の陳情書、これも議会の審議になじまないかなと思いますので、これも扱わないことにしたほうがいいのではないかなと思います。

ふるさと納税に関する陳情2件と、それから集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書提出に関する陳情の案件についてはオーケーで、取り扱うということでもいいのではないかと思います。

○齊藤秀雄委員長 赤松議員。

○赤松祐造委員外議員 陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号はオーケーです。最初の地球社会建設決議に関する陳情書、これはなじまないということです。

○齊藤秀雄委員長 各会派の意見が出そろいました。皆さんの総意としましては、地球社会建設決議に関する陳情書は、和光市議会における審議にそぐわないという形で意見が一致しま

したので外す形になります。

残りに関して、陳情第1号から陳情第4号までございます。一部意見はございましたが、委員の意見としてまとまりが得られましたので、4件をそれぞれ付託したいと思います。そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、本会議で審議する陳情について、副委員長、朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

それでは今回受理した陳情の審議はそのようにいたします。

では次に、一般質問についてに移ります。

通告者は16人です。質問時間は、申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は24日間とし、今議会は、平成27年度当初予算の審議等がありますので、総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会を同時に進行することとし、常任委員会を4日としたいと思っております。一般質問は1日4人で4日間としたいと思っております。

なお、2月24日火曜日、25日水曜日及び26日木曜日を調査休会とし、3月12日木曜日及び13日金曜日を休会としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、2月25日水曜日の11時までとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、議会運営委員会において、閉会中に審査を行いました特定議件8、その他議会運営に関することについてとして、和光市議会基本条例の見直しについて、会議規則第45条第2項の規定に基づき中間報告を行いたい旨を申し出いたしましたので、開会日の諸報告の次に行いたいと思っております。なお、委員長報告への質疑は省略したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、施政方針に対する代表質問についてです。1月19日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。

なお、質問の順位及び代表質問者は、順位1番、緑風会、吉田武司議員、順位2番、新しい風、猪原陽輔議員、順位3番、日本共産党、吉田けさみ議員、順位4番、公明党、村田富士子議員。

なお、一人会派の方は、一般質問の中で御質問ください。御了承願います。

次に、意見書案についてです。

意見書案の提出はありません。

次に移ります。

今議会に係る事項について、議長から報告があります。

議長。

○菅原満議長 東日本大震災から4年が経過する3月11日水曜日、一般質問第4日目の中で、発生しました14時46分に全ての被災者に対し、1分間の黙禱をささげることといたしたいので、御了承いただきたいと思えます。執行部側も同様に実施するというところでございます。よろしくお願ひいたします。

○齊藤秀雄委員長 ただいまの議長の報告につきましては了承したいと思えます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、当初予算の参考資料として、当初予算見積書のCDを各会派に1枚配付いたしますので、適宜御利用ください。なお、この参考資料は公表しませんので、取り扱いや審査時の発言等では御留意いただき、審査が終了次第、事務局へ御返却くださいますようお願いいたします。

次に、3月定例会のポスターについてです。

事務局で作成したポスターについて、ホワイトボードに今掲示してあります。御確認いただきたいと思えます。各議員に掲示していただきますが、こちらでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないようなので、そのようにさせていただきます。

特定事件1、次の議会の会期予定については以上です。

続きまして、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてです。

今議会における議員提出議案について、議長より提案があります。

議長。

○菅原満議長 和光市議会委員会条例について、全国市議会議長会から標準市議会委員会条例の一部改正についてという通知がございました。

内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせて地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）、行政委員会等の委員長になりますが、この改正及び平成11年の地方自治法改正に合わせた文言の一部改正を行っております。

当市議会委員会条例は、前回平成26年12月定例会で改正したので、今議会では平成11年の地方自治法改正に合わせた文言の一部改正に伴う関係規定の改正を行うという、関係条文の第21条の改正を行う予定をしております。

現在、執行部と調整しておりまして、最終日に上程できるように準備を進めております。次

回の議会運営委員会で案を報告させていただきまして、御確認、御協議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいいたします。法改正に伴う委員会条例の改正ということでございます。

○齊藤秀雄委員長 ただいま議長から提案がありました件につきましては、次の議会運営委員会において議案を確認したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

以上で、本日の議会運営委員会に係る事件の審議は全て終了しました。

議会運営委員会の日程を確認します。

議員提出議案について、2月27日金曜日、本会議終了後。議員提出議案の確認について、3月10日火曜日、本会議終了後に開催しますので、よろしくお願いいいたします。

議長。

○菅原満議長 全ての協議が終わったところで一言御協力をお願いをいたします。この任期中、最後の定例会になります。従来からお願いをしております質問、質疑につきましては、今回、特に平成27年度の予算並びに子ども子育て、介護ですとか、重要な議案が出てきておりますので、十分常任委員会で審査を尽くしていただきたいと存じます。特に予算に関しては十分審査を尽くしていただいて、それを踏まえた一般質問になるようお願いをいたします。

なお、CDの扱いについて、先ほど委員長からもお話がございましたが、くれぐれも取り扱いについては注意して利用していただきますようお願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 本日の記録及び会議の公開資料は、委員長に一任願います。

これにて議会運営委員会を閉会します。

午前10時41分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄